

議案第122号

一関市厳美駐車場条例を廃止する条例の制定について

一関市厳美駐車場条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和3年12月7日提出

一関市長 佐藤善仁

一関市厳美駐車場条例を廃止する条例

一関市厳美駐車場条例（平成17年一関市条例第184号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第123号

一関市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

一関市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年12月7日提出

一関市長 佐藤 善仁

一関市国民健康保険条例の一部を改正する条例

一関市国民健康保険条例（平成17年一関市条例第108号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(出産育児一時金) 第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40万4,000円</u> を支給する。ただし、市長が必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに <u>1万6,000円</u> を上限として加算するものとする。 2 [略]	(出産育児一時金) 第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40万8,000円</u> を支給する。ただし、市長が必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに <u>1万2,000円</u> を上限として加算するものとする。 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議案第124号

一関市児童館条例を廃止する条例の制定について

一関市児童館条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和3年12月7日提出

一関市長 佐藤善仁

一関市児童館条例を廃止する条例

一関市児童館条例（平成18年一関市条例第22号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第125号

一関市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例の制定について

一関市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和3年12月7日提出

一関市長 佐藤善仁

一関市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例

一関市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成24年一関市条例第38号）は、廃止する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、附則第2項及び第3項の規定は、令和3年4月1日から適用する。
- 2 復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号）第2条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「旧特区法」という。）第6条第1項に規定する認定復興推進計画（以下「旧認定復興推進計画」という。）に定められた旧特区法第4条第2項第4号イに規定する復興産業集積区域（以下「旧復興産業集積区域」という。）の区域内において、令和3年3月31日以前にこの条例による廃止前の一関市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例第2条に規定する対象施設等を新設し、又は増設した者（事業を実施する個人事業者又は法人で旧特区法第37条第1項若しくは第39条第1項に規定する指定事業者又は旧特区法第40条第1項に規定する指定法人に該当するものであって、当該旧認定復興推進計画に係る旧特区法第4条第9項の認定（旧特区法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。）の日から令和3年3月31日までの間に当該指定事業者又は指定法人として指定を受けたものに限る。）に対する固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

3 旧特区法第7条第1項に規定する認定地方公共団体の作成した旧認定復興推進計画に定められた旧復興産業集積区域の区域内において、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に、旧特区法第2条第3項第2号イに掲げる事業（所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）第13条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「旧震災特例法」という。）第10条第1項の表の第1号の第3欄に規定する事業に準ずるものとして同項の政令で定めるものを含む。以下同じ。）又は旧特区法第2条第3項第2号ロに掲げる事業の用に供する施設若しくは設備（同号ロに掲げる事業にあっては旧震災特例法第10条第1項の表の第1号の第4欄、第17条の2第1項の表の第1号の第4欄又は第25条の2第1項の表の第1号の第4欄に規定する政令で定める要件を満たす建物の附属設備とし、やむを得ない事情により平成24年3月30日から令和3年3月31日までの間に新設し、又は増設して、これらの事業の用に供することができなかつたものとして東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和3年財務省令第27号）附則第2条で定めるものに限る。以下「旧特定機械装置等」という。）又は旧開発研究用資産（旧震災特例法第10条の5第1項に規定する開発研究の用に供される減価償却資産のうち同項に規定する産業集積の形成に資するものとして政令で定めるもの（やむを得ない事情により平成24年3月30日から令和3年3月31日までの間に、新設し、又は増設して、同項に規定する開発研究の用に供することができなかつたものとして同省令附則第3条で定めるものに限る。）をいう。）を新設し、又は増設し、これを当該旧復興産業集積区域の区域内においてこれらの事業の用に供した者（事業を実施する個人事業者又は法人で旧特区法第37条第1項若しくは第39条第1項に規定する指定事業者又は旧特区法第40条第1項に規定する指定法人に該当するものであつて、当該旧認定復興推進計画に係る旧特区法第4条第9項の認定（旧特区法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。）の日から令和3年3月31日までの間に当該指定事業者又は指定法人として指定を受けた者に限る。）について、当該旧特定機械装置等又は当該旧開発研究用資産である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（認定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、事業の用に供した後において最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後5年度内に限り、その課税を免除する。

議案第126号

一関市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

一関市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年12月7日提出

一関市長 佐藤 善仁

一関市手数料条例の一部を改正する条例

一関市手数料条例（平成17年一関市条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
事務	名称	単位	金額	事務	名称	単位	金額
	[略]				[略]		
45 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	1件につき	棟ごとに、(1)に定める額（法第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合にあっては、(2)に定める額を加算した額） (1) 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅（人の	45 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	1件につき	棟ごとに、(1)に定める額（法第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合にあっては、(2)に定める額を加算した額） (1) 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅（人の

期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	<p>居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項において同じ。) (新築に係るものに限る。) 48,000円 (住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号) <u>第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が発行する適合証</u> (当該長期優良住宅建築等計画が法第6条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号の認定基準に適合していることを証明する書類をいう。)の提出がある場合(以下の項において「<u>登録住宅性能評価機関が発行する適合証の提出がある場合</u>」という。)にあっては7,000円、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書を添付した場合(以下の項において「<u>住宅性能評価書を添付した場合</u>」という。)に</p>	期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	<p>居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項において同じ。) (新築に係るものに限る。) 48,000円 (住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号) <u>第6条の2第3項又は第4項の規定により当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等(法第2条第4項に規定する長期使用構造等をいう。以下この項において同じ。)である旨が記載された確認書</u> (住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書をいう。以下この項において同じ。)若しくは<u>住宅性能評価書</u> (同法第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。)又はこれらの写しを添付した場合(以下の項において「<u>確認書又は住宅性能評価書を添付した場合</u>」という。)</p>
------------------------	--	------------------------	---

		168,000円（ <u>登録住宅性能評価機関が発行する適合証の提出がある場合</u> にあっては、19,000円） (2) [略]			168,000円（ <u>確認書を添付した</u> 場合にあっては、19,000円） (2) [略]
[略]					[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の一関市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請から適用し、同日前にされた申請については、なお従前の例による。

一関市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

一関市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年12月7日提出

一関市長 佐藤善仁

一関市水道事業給水条例の一部を改正する条例

一関市水道事業給水条例（平成17年一関市条例第198号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																											
(料金) 第22条 料金は、 <u>別表に定める額とする。</u>	(料金) 第22条 料金は、 <u>1月につき次の表により算出した基本料金及び従量料金の合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額に相当する額を加算した額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u> <table border="1"><tbody><tr><td>基本料金</td><td><u>13ミリメートル</u></td><td><u>1,031円</u></td></tr><tr><td>(メーター</td><td><u>20ミリメートル</u></td><td><u>1,146円</u></td></tr><tr><td>の口径につ き)</td><td><u>25ミリメートル</u></td><td><u>1,490円</u></td></tr><tr><td></td><td><u>30ミリメートル</u></td><td><u>2,063円</u></td></tr><tr><td></td><td><u>40ミリメートル</u></td><td><u>3,554円</u></td></tr><tr><td></td><td><u>50ミリメートル</u></td><td><u>6,077円</u></td></tr><tr><td></td><td><u>75ミリメートル</u></td><td><u>12,843円</u></td></tr><tr><td></td><td><u>100ミリメートル</u></td><td><u>22,476円</u></td></tr><tr><td></td><td><u>150ミリメートル</u></td><td><u>51,719円</u></td></tr></tbody></table>	基本料金	<u>13ミリメートル</u>	<u>1,031円</u>	(メーター	<u>20ミリメートル</u>	<u>1,146円</u>	の口径につ き)	<u>25ミリメートル</u>	<u>1,490円</u>		<u>30ミリメートル</u>	<u>2,063円</u>		<u>40ミリメートル</u>	<u>3,554円</u>		<u>50ミリメートル</u>	<u>6,077円</u>		<u>75ミリメートル</u>	<u>12,843円</u>		<u>100ミリメートル</u>	<u>22,476円</u>		<u>150ミリメートル</u>	<u>51,719円</u>
基本料金	<u>13ミリメートル</u>	<u>1,031円</u>																										
(メーター	<u>20ミリメートル</u>	<u>1,146円</u>																										
の口径につ き)	<u>25ミリメートル</u>	<u>1,490円</u>																										
	<u>30ミリメートル</u>	<u>2,063円</u>																										
	<u>40ミリメートル</u>	<u>3,554円</u>																										
	<u>50ミリメートル</u>	<u>6,077円</u>																										
	<u>75ミリメートル</u>	<u>12,843円</u>																										
	<u>100ミリメートル</u>	<u>22,476円</u>																										
	<u>150ミリメートル</u>	<u>51,719円</u>																										

<u>従量料金</u>	<u>10立方メートルまでの分</u>	<u>113円</u>
<u>(使用水量 が1立方メ ートルにつ き)</u>	<u>10立方メートルを超える分</u>	<u>240円</u>
	<u>20立方メートルを超える分</u>	<u>252円</u>
	<u>30立方メートルを超える分</u>	<u>274円</u>
	<u>50立方メートルを超える分</u>	<u>320円</u>
	<u>1,000立方メートルを超える分</u>	<u>252円</u>
	<u>5,000立方メートルを超える分</u>	<u>228円</u>

備考 貯水槽水道を使用する2以上の住宅に係る使用水量について、1個のメーターにより使用水量を計量する場合は、水道使用者等からの申出により次により算出した額をもって基本料金及び従量料金とすることができる。

- (1) 基本料金 口径20ミリメートルについて定められた基本料金に現に使用する住宅数（次号において「使用住宅数」という。）を乗じて得た額
- (2) 従量料金 従量料金に掲げる各区分の水量を、各区分の水量に使用住宅数を乗じて得た水量と読み替えた上で算出した額

別表（第22条関係）

次の表に定める基本料金及び従量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

メー タ の口	基本料 金 (1月)	従量料金（1立方メートルにつき）						
		10立 方メ 方	10立 方メ 方	20立 方メ 方	30立 方メ 方	50立 方メ 方	1,000立 方メ 方	5,000立 方メ 方

径	につ き)	一ト ルま での 分	一ト ルを 超え 立 方メ ート ルま での 分	一ト ルを 超え 立 方メ ート ルま での 分	一ト ルを 超え 立 方メ ート ルま での 分	一ト ルを 超え 立 方メ ート ルま での 分	メー トル を超 える 立方 メー トル まで の分	メー トル を超 える 立方 メー トル まで の分
<u>13 ミ</u> <u>リメ</u> <u>ート</u> <u>ル</u>	円 900	100円	210円	220円	240円	290円	220円	200円
<u>20 ミ</u> <u>リメ</u> <u>ート</u> <u>ル</u>		<u>1,000</u>						
<u>25 ミ</u> <u>リメ</u> <u>ート</u> <u>ル</u>		<u>1,300</u>						
<u>30 ミ</u> <u>リメ</u> <u>ート</u> <u>ル</u>		<u>1,800</u>						
<u>40 ミ</u> <u>リメ</u> <u>ート</u> <u>ル</u>		<u>3,100</u>						

<u>50 ミ</u>	<u>5,300</u>
<u>75 ミ</u>	<u>11,200</u>
<u>100 ミ</u>	<u>19,600</u>
<u>150 ミ</u>	<u>45,100</u>

備考 貯水槽水道を使用する2以上の住宅に係る使用水量について、1

個のメーターにより計量する場合の料金は、水道使用者等からの申出
により次により算定した額を合算して得た額をもって基本料金及び従
量料金とすることができる。

(1) 口径20ミリメートルについて定められた基本料金に現に使用する
住宅数（次号において「使用住宅数」という。）を乗じて得た額

(2) 従量料金の欄中に掲げる各欄の従量区分の水量を従量区分の水量
に使用住宅数を乗じて得た水量と読み替えた上で算定した額

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第22条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る水道料金について適用する。
- 3 前項の場合において、施行日前から施行日以後に引き続く水道の使用に係り令和4年10月の検針分に係る料金（次項において「令和4年10月検針分の料金」という。）については、なお従前の例による。
(令和6年3月31日までの間における料金の特例)
- 4 改正後の第22条の規定にかかわらず、施行日から令和6年3月31日までの間の使用に係る料金（令和4年10月検針分の料金を除く。）は、1月につき次の表により算出した基本料金及び従量料金の合計額に消費税法に規定する消費税及び地方税法に規定する地方消費税の額に相当する額を加算した額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

基本料金（メーターの口径につき）	13ミリメートル	978 円
	20ミリメートル	1,087 円
	25ミリメートル	1,413 円
	30ミリメートル	1,956 円
	40ミリメートル	3,369 円
	50ミリメートル	5,761 円
	75ミリメートル	12,174 円
	100ミリメートル	21,305 円
	150ミリメートル	49,023 円
従量料金（使用水量が1立方メートルにつき）	10立方メートルまでの分	108 円
	10立方メートルを超える20立方メートルまでの分	228 円
	20立方メートルを超える30立方メートルまでの分	239 円
	30立方メートルを超える50立方メートルまでの分	260 円
	50立方メートルを超える1,000立方メートルまでの分	308 円
	1,000立方メートルを超える5,000立方メートルまでの分	239 円
	5,000立方メートルを超える分	217 円
備考 貯水槽水道を使用する2以上の住宅に係る使用水量について、1個のメーターにより使用水量を計量する場合は、水道使用者等からの申出により次により算出した額をもって基本料金及び従量料金とすることができます。		
(1) 基本料金 口径20ミリメートルについて定められた基本料金に現に使用する住宅数（次号において「使用住宅数」という。）を乗じて得た額		

(2) 従量料金 従量料金に掲げる各区分の水量を、各区分の水量に使用住宅数を乗じて得た水量と読み替えた上で算出した額

5 前項の場合において、令和6年4月1日前から同日以後に引き続く水道の使用に係る令和6年4月の検針分に係る料金については、同項の規定の例による。